（様式2）

**チェックシート　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物等の名称：　　　　　　　　　　　　　　協議会日時：平成　　年　　月　　日**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 項目 | 区  分 | 内容  （該当するものにチェック☑） | 自己評価  （審査前に建築行為等を行う者が記入） | 審査結果（審査後，協議会が記入） | | |
| 守るべ  き作法 | 望まし  い作法 | 評価 |
| 建築用途 | 用　途  商業地域  近隣商業地域 | 望  守 | □左の用途地域で建てられる用途のうち、以下の建築物は、建てられないものとする。  ○ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場・遊戯施設・風俗施設のうち、キャバレー、待合等や特定遊興飲食店営業、個室付浴場等  ○公共施設等のうち自動車教習所  ○工場・倉庫等のうち、畜舎（１５㎡を超えるもの）、火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵施設 |  |  |  |  |
| Ⅰ建築物編 | ①壁面線の位置 | 守 | □外壁の位置、軒線の高さは町家の町並みとの調和、連続性に努める。 |  |  |  |  |
| 望 | □１階、２階、外壁の位置、軒線の高さは、町家の町並みにできる限り揃える。  □３階以上の外壁は、２階部分より後退するよう努める。 |
| ②建築様式（構造） | 守 | □周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、外壁を適度に分節化すること等により、圧迫感や単調さを与えないよう配慮する。 |  |  |  |  |
| 望 | □真壁造り等町家の伝統的様式に準じた仕上げとする。 |
| ③高さ | 望 | □階数は、２階建て以下を基本とする。ただし、３階以上は、「①壁面線の位置」の「望ましい作  法」に準ずるものとする。 |  |  |  |  |
| ④屋根・庇 | 守 | □２階以下の建物の場合は、屋根形状は原則として勾配屋根とし、できる限り切妻屋根平入りとし、黒系・茶系の色調を基本とする。  □公道に面する1･2階に瓦葺き下屋風の庇等の設置に努め、町並みの連続性に配慮する。  ※その他の場合、別途協議すること。 |  |  |  |  |
| 望 | □大屋根（オオヤネ）は、切妻平入りを基本とする。  □小松の伝統的な赤瓦・黒瓦葺きを基本とし、屋根勾配は概ね４寸とし、１階には小屋根（コヤネ）又は庇を設ける。 |
| ⑤外壁 | 守 | □町並みと調和した落ち着いた外装材､色彩を基調とする｡※その他の場合、別途協議すること。  □３階以上の建物については、2階と3階の外壁デザイン（化粧材、色彩等）に変化をつける等により、垂直方向の分節化に努める。 |  |  |  |  |
| 望 | □外壁は、白、または黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とする。  □木、土、漆喰などの町家の伝統的素材に準じた仕上げとする。 |
| ⑥窓や戸  (開口部) | 守 | □窓や戸は、町並みと調和した落ち着いた色彩を基調とする。※その他の場合、別途協議のこと。  □商店の１階部分には、周辺との調和を意識しつつ、ショーウィンドウを設置する等により、にぎわいづくりに努める。 |  |  |  |  |
| 望 | □通りに面する窓や戸は､黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とし、木格子など伝統的な様式に準じた仕上げとする。  □１階には、小松の町家の伝統的な様式である「ムシコ」、「ムシコ戸」、「出ムシコ」などを設ける。 |
|  | ⑦設備 | 守 | □通りに面する設備機器は、色彩や目隠しなどの工夫により、通りからの見え方に配慮する。  □通りに面して自動販売機等を設置する場合は、町並みとの調和に配慮する。 |  |  |  |  |
| 望 | □屋外の設備機器等は、通りに面する部分にはできる限り設置しない。  □やむを得ない場合は、目隠し等を設ける。  □目隠し等は、黒系、茶系を基調とする落ち着いた色彩とし、木格子など伝統的な様式に準じた仕上げとする。 |
| Ⅱ工作物編 | ①門塀 | 守 | □門塀を設置する場合は、町家の町並みとの調和、連続性に配慮する。 |  |  |  |  |
| 望 | □門塀を設置する場合は、自然素材を基本とし、その他の素材については別途協議する。位置、軒線は町家の町並みとの調和、連続性にできる限り配慮する。 |
| ②屋外広告物  (看板) | 守 | □屋上広告物は設置しない。  □突き出し広告物は､道路境界線を越えて設置しない。  □シンプルで落ち着いたデザインとするよう努める。  □町並みを損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩とする。  □壁面広告物の表示面積は、合計10㎡以下とする。  □壁面広告物の高さは、６ｍ以下とする。  □その他、「いしかわ景観総合条例」の許可基準による。 |  |  |  |  |
| 望 | □木製看板、のれん等の伝統的意匠素材に準じた仕上げとする。 |
| Ⅲ　駐車場・車庫・空き地編 | | 守 | □駐車場・車庫・空き地は、道路からの見え方、町並みの連続性に配慮する。 |  |  |  |  |
| 望 | □車庫は、通りから車が直接見えないように建物との一体化を図り、格子のついた引戸など町家の伝統的意匠をできる限り取り入れる。  □専用駐車場は、町家の町並みとの調和、連続性に配慮するよう自然素材の塀などをできる限り設置する。 |
| Ⅳ個性と  魅力編 | ①軒裏 | 望 | □屋根の軒裏には、小松の町家の伝統的な様式である「セガイ」をできる限り取り入れる。 |  |  |  |  |
| ②さがり | 望 | □１階の庇の下には、小松の町家の伝統的な様式である「サガリ」をできる限り取り入れる。 |  |  |  |  |
| ③袖壁 | 望 | □２階の壁面の両側には、小松の町家の伝統的な様式である「袖壁（ソデカベ）」をできる限り取り入れる。 |  |  |  |  |
| ④前包み | 望 | □２階壁面と下屋との収まり部分である「前包み（マエツツミ）」には、小松の町家の伝統的な様式である「土板（ドイタ）」をできる限り取り入れる。 |  |  |  |  |
| ⑤犬走り | 守 | □落ち着いた色彩とデザインとするよう努める。 |  |  |  |  |
| 望 | □道路に面する敷地の舗装は、小松の地場石材や洗い出しなど町家の伝統的素材に準じた仕上げとする。 |
| ⑥照明 | 守 | □ネオンサインなどで光が点滅する照明は設置しない。 |  |  |  |  |
| 望 | □照明は、白熱灯または電球色の蛍光灯などにより、伝統的な町家の通りの夜景にできる限り配慮する。 |
| ⑦樹木  (みどり) | 守 | □敷地内の既存樹の保存や緑化に努める。 |  |  |  |  |
| 望 | □道路に面する前庭には、町家の町並みと調和した植栽をできる限り設置する。 |
| ⑧雨どい | 守 | □雨どいは、落ち着いた色彩、形状、配置などにおいて、町家の町並みとの調和に配慮する。 |  |  |  |  |
| 望 | □雨どいは、銅製やいぶし仕上げなどの伝統的素材に準じた仕上げとする。 |